

**学校法人明治大学研究成果活用促進センター  
施設管理・利用規程**

2010年12月15日制定

2010年度規程第29号

(趣旨)

**第1条** この規程は、明治大学研究活用知財本部規程第10条第3項の規定により設置される研究成果活用促進センターの施設(以下「施設」という。)に係る管理及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

**第2条** 施設は、次の各号に定める目的のために利用することができる。

- (1) 研究成果等に基づく受託研究、共同研究その他の産官学連携の支援
- (2) 研究成果等の知的財産を活用したベンチャー企業の起業
- (3) 知的財産の活用により設立した起業して間もないベンチャー企業の支援
- (4) その他管理責任者が適当と認めたもの

(管理責任者)

**第3条** 施設の管理責任者は、研究活用知財本部長とする。

(利用者の範囲等)

**第4条** 施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 研究成果の活用を目指す明治大学(以下「本大学」という。)の教職員及び大学院学生
- (2) 本大学の研究成果を活用する民間企業等学外諸機関の者
- (3) その他特に管理責任者が認めた者

2 前項に規定する者と共同で利用する場合に限り、本大学の学部学生も施設を利用することができる。

(利用期間)

**第5条** 施設を利用することができる期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究成果活用促進センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て、管理責任者が必要と認めた場合は、5回を限度として更新することができる。

(利用申込み)

**第6条** 施設の利用を希望する者は、本大学の専任教職員を代表者として、所定の利用申請書を所定の期日までに管理責任者に提出しなければならない

ない。

(利用の承認)

**第7条** 管理責任者は、前条の規定による申請を受けたときは、運営委員会による判定会議を開催して、施設の利用の可否を決定する。

(利用責任者)

**第8条** 施設の利用を許可された場合は、当該施設の利用責任者を置くものとし、本大学の専任教職員をもって充てる。

(契約の締結)

**第9条** 利用責任者は、学校法人明治大学（以下「法人」という。）との間で利用目的、利用期間等必要な事項について契約を締結しなければならない。

(自己都合による利用の中止等)

**第10条** 利用責任者は、自己の都合により施設の利用を中止する場合は、利用開始日の1か月前までに、管理責任者に申し出て、承認を得なければならない。

2 利用期間、一部利用中止又は人員等利用内容に変更が生じた場合、利用責任者は、前項に準じて申し出なければならない。

(利用承認の取消し等)

**第11条** 次の各号のいずれかに該当するときは、利用期間若しくは場所の変更又は利用承認の取消しをすることがある。

- (1) 本大学の業務遂行上緊急やむを得ない事情が生じたとき。
- (2) 利用申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 施設の管理・運営に支障が生じた場合又は生ずるおそれがあるとき。
- (4) その他施設の利用が不相当と管理責任者が認めたとき。

2 前項により、利用者に損害が生じても、法人は、その責を負わないものとする。

(遵守事項)

**第12条** 利用者は、施設の利用に際し、管理責任者の指示を遵守しなければならない。

(利用料等)

**第13条** 利用責任者は、施設の利用を承認されたときは、所定の方法により、別表に定める利用料及びその他所定の費用を納入しなければならない。ただし、事情により、運営委員会の議を経て理事長が承認した場合には、利用料その他の費用を減免することができる。

2 いったん納入された利用料は、第10条第1項の規定による施設の利用

の中止又は第11条第1項第1号の規定による承認の取消しの場合を除き、これを返還しない。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

**第14条** 利用者は、施設の利用の権利を譲渡し、又は施設の転貸をしてはならない。

(機器の搬入等)

**第15条** 研究開発のために機器備品等を施設内に搬入するとき又は施設設備の仕様変更を行う場合は、搬入等予定日の1か月前までに所定の様式で管理責任者に申請し、承認を得なければならない。

(原状回復)

**第16条** 利用責任者は、施設の利用が終了したとき又は第11条第1項の規定により利用の承認が取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

**第17条** 利用者は、施設の利用に際し、その付属設備又は備品を破損し、紛失し、又は汚損したときは、直ちに主管部署に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合において生じた損害については、利用者が損害に相当する額を弁償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(報告等)

**第18条** 管理責任者は、必要に応じ、利用責任者に対し、利用状況等について報告を求めることができる。

2 利用責任者は、施設の利用期間終了後、速やかに事業報告書を管理責任者に提出しなければならない。

3 管理責任者は、施設を利用して行った研究等の成果を施設利用者が公表するときは、当該成果にかかわる論文、特許申請等の写しの提出を求めることができる。

(主管部署)

**第19条** 施設の管理・利用に関する事務は、研究推進部が行う。

(規程の改廃)

**第20条** この規程を改廃するときは、研究活用知財本部会議の議を経なければならない。

**附 則** (2010年度規程第29号)

(施行期日)

1 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。  
（規程の廃止）

2 学校法人明治大学インキュベーション施設管理・利用規程（2003年度規程第20号）は、廃止する。

（通達第1953号）

**附 則（2011年度規程第3号）**

この規程は、2011年（平成23年）5月26日から施行する。  
（通達第2015号）（注 社会連携促進知財本部の名称変更に伴う改正）

**附 則（2012年度規程第30号）**

（施行期日）

1 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。  
（更新回数及び利用期間に係る規定の取扱い）

2 改正後の第5条ただし書及び別表の規定については、改正前の更新回数及び利用期間を含めて、これを適用する。

（通達第2128号）（注 センターのグローバルフロントへの移設並びに利用料金及び利用更新上限回数の変更に伴う改正）

## 別表

研究成果活用促進センター施設利用料金表

施設名	面積 (㎡)	月額 (円)	利用開始から2年目以降の月額(円)			
			2年目 3年目	4年目	5年目	6年目
リエゾン ラボラトリー 407A	50	172,000	172,000	178,000	184,000	190,000
リエゾン ラボラトリー 407B	25	86,000	86,000	89,000	92,000	95,000
リエゾン ラボラトリー 407C	25	86,000	86,000	89,000	92,000	95,000
リエゾン ラボラトリー 407D	31	106,000	106,000	110,000	114,000	118,000
リエゾン ラボラトリー 407E	31	106,000	106,000	110,000	114,000	118,000
リエゾン ラボラトリー 407F	31	106,000	106,000	110,000	114,000	118,000
リエゾン ラボラトリー 407G	31	106,000	106,000	110,000	114,000	118,000

備考1 上記金額には電気、水道及びインターネット回線使用料を含む。

2 上記金額には消費税を含まない。

3 利用期間は原則として1か月単位とし、1か月未満の利用の場合についても月額利用料を徴収する。

4 別途負担金

(1) 電話工事費

(2) 電話回線使用料

(3) インターネットプロバイダー契約に伴う諸費用